

船橋市国民保護計画原案の概要

第1編 総則

船橋市は、首都東京に近接し、鉄道や国・県道など交通網が整備され、大規模集客施設や人口密集地域を有していることなどの地域特性がある。

このため、有事においては、人的被害が大きくなるおそれがあるとともに、生産・経済活動に与える二次被害も大きくなるおそれがある。

したがって、武力攻撃事態等やテロなどの緊急対処事態においては、的確かつ迅速な対応が強く求められる。

第2編 武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処

第1章 平素からの備え

船橋市は、避難などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、初動体制判断と職員参集判断の基準を定め、平素から必要な組織及び体制の整備を行うとともに、次のような備えを行う。

- ・物資及び資材の備蓄、整備
- ・高齢者、障害者等の災害時要援護者への支援体制の整備
- ・国民保護に関する理解の促進

第2章 武力攻撃事態及び予測事態への対処

(1) 国民保護措置の実施体制

船橋市は、国による事態認定前であっても、市独自の対応として、国民保護等情報連絡室や国民保護等警戒本部を設置し、初動体制を切れ目のないものにするなど充実させる。

船橋市は、住民に対して適時適切に国民保護措置の実施状況などの情報提供を行うにあたり、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、広報責任者を設け、広報車、インターネット、テレビ、記者会見等により、住民に迅速に提供するよう努める。

船橋市は、関係機関と密接な連携のもと国民保護措置を実施する。

また、国民保護法に基づき住民への協力要請にあたっては、強制のないよう配慮し、安全の確保に十分配慮する。

(2) 警報の伝達及び避難

船橋市は、知事から警報の通知を受けた場合には、広報車や防災行政無線などを活用し、速やかに住民へ伝達する。

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市職員並びに消防局長及び消防団長を指揮し避難住民を誘導する。

船橋市は、高齢者や障害者等の災害時要援護者への避難を万全に行うため、社会福祉協議会など関係者と協力し、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。

また、船橋市は、帰宅困難者が多数発生した場合には、情報不足や流言飛語などによる不安や混乱を防ぐため、広報を行う。

船橋市は、知事から実施すべき措置の内容及び通知があったときには、県と協力して救援活動を実施する。

船橋市は、避難施設において安否情報の収集を行い、県へ報告する。
なお、安否情報は個人情報であることから取扱いには十分留意する。

(3) 武力攻撃災害への対処等

船橋市は、国や県等の関係機関と協力して武力攻撃災害による被害が最小となるように、必要な措置を実施する。

船橋市は、武力攻撃災害が発生した場合には、特に必要があると認めるときは、住民に対して退避の指示や警戒区域の設定を行う。

消防機関は、その施設及び人員を活用して、武力攻撃災害から住民を保護するため、消火活動及び救助・救急活動等を行う。これらの活動にあたっては、警察署などの関係機関との情報共有や連絡調整にあたるなど安全の確保を行う。

船橋市は、避難住民に対して保健衛生を確保するため、健康相談や消毒等を実施する。

第3編 緊急対処事態への備えと対処

近年、大規模テロの発生が懸念されることから、武力攻撃事態と同様に的確かつ迅速に対応する。

緊急対処事態においては、発生当初は災害と区別できないことなど多様な事態が考えられることから、県国民保護計画と密接に連携を図りながら対処する。

第4編 復旧等

船橋市は、武力攻撃災害により被災した市が管理する施設や設備について、修繕や補修など応急復旧を行う。

船橋市国民保護計画原案のポイント

< 船橋市国民保護計画原案の特色 >

船橋市の実情・特性にあった計画

本市は、首都東京に近接し、鉄道や国・県道などの交通網が整備され、大規模集客施設や人口密集地域を有していることなどの地域特性を念頭に計画を策定した。

初動体制を充実

国による事態認定前であっても緊急事態が発生した場合の初動対応を切れ目ない体制として整備し、事案覚知から職員配備までの流れについて記述を充実させた。

避難・支援、大規模テロ等の記述を充実

高齢者・障害者等の災害時要援護者をはじめとした住民の避難や支援及び平素からの備えについて、記述を充実させた。

また、大規模テロについては、県国民保護計画に基づき、初動時における関係機関との基本的な連携モデル及び使用物質別の関係機関の主な役割について記述した。

< 主な計画事項 >

事態認定前の対処

○ 武力攻撃事態等の認定がない場合に突発的な事態が発生した際には、国民保護等情報連絡室(防災担任助役が長)や国民保護等警戒本部(市長が長)を設置して初動体制を確立

庁内組織体制の整備

○ 事態認定前においては、初動体制判断と職員参集判断の基準を定め、併せて、初動体制を配備するまでの手順を記述。また、事態認定後の国民保護対策本部においては、支援班や安否情報班などの組織構成やそれぞれの班ごとの事務分掌を記述。

避難誘導等における支援体制の整備

○ 警報の伝達や避難誘導などの体制の整備において、災害時要援護者への配慮や帰宅困難者への対応について記述。